

熊本家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成24年10月26日（金）午後1時30分～午後2時20分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 家入尚美，伊東謙一郎，上村宏淵，小田浩一，桂木正樹，
坂田敦子，花輪一義，松村俊宏，松本久，安川文朗（五十音順）

（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局次長，
次席家庭裁判所調査官，総務課長

4 意見交換テーマ

改正法への取組状況及び新法施行に向けての準備状況等

第2 議事概要

【発言者の略記 〃：委員長，△：委員，□：事務局等】

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 民法等の一部を改正する法律への取組状況及び家事事件手続法施行に向けた準備状況等について

当庁における改正法への取組状況及び新法施行に向けての準備状況等について，次席家庭裁判所調査官から説明を行った。

当庁の取組状況等に対して，質問等はないか。

申立書の写しを相手方に送付することで，論点が明確になって調停の進行が非常にスムーズになったというアンケート結果を披露してもらったが，申立書の写しを送付することによって，従前と比べ，当事者の方の調停又は審判に対する納得感というものは高まったといえるのか。

調停委員の感想としては，申立書の写しについては，従前，相手方に送付していなかったため，相手方も，こういった内容の申立てがなされているの

か把握できないまま裁判所に出頭していたものであるが、申立書の写しを送付することによって、申立ての趣旨等を把握した上で調停に出席することができることから、当事者の心構えが全然違うため、第1回から充実した調停運営が行える、と評価される方が多少多かったようである。

運用実績が十分ではないため、まだ、はっきりしたことは言えないが、申立書の写しの送付等によって、当事者双方がお互い共通の情報を得ることができることから、手続の透明性も高まり、また、調停手続に対する信頼性や納得性も高まると思われ、スムーズな形での調停運営を行うことができるのではないかと考えている。

申立書の写しの送付については、新法で定められていることであり、本来であれば来年1月からの施行であるところ、前倒しして、今年の4月から試行的に行っているものである。当庁においては、離婚に関する調停の申立てが比較的多かったことから、従前から、離婚事件に関しては、申立人が、例えば、離婚を求めているのか、親権を求めているのかなど、具体的な内容について相手方に伝えていたところであるが、この4月から、調停事件全般について、申立書の写しを相手方に送付するようにしたものである。ただ、申立書の中には、記載内容が十分でないものもあつたりすることから、そういう場合には、申立人から別途書面を提出してもらうことによって、裁判所や調停委員会にとって必要な情報を収集しつつ、相手方には必要な範囲で情報を伝える、といったルールを作っているところである。

今回のアンケートは、職員と調停委員を対象に実施しているものであるが、その結果によると、申立書の写しを送付することによって、第1回期日における成立率が高まったという話もある。ただ、このことによって、調停手続が今後どう変わっていくかということについてはさらに検証等が必要になってくるであろうし、また、家事事件手続法の理念を踏まえた一層の工夫を図っていかねばならないという意見もあった。

第1回期日の前に、当事者からどういう内容の調停が申し立てられているのかといった照会は減ってきている。当事者の立場からすれば、申立書の写

しの送付はむしろ当たり前のことであろうと思っている。

相手方に対してどんな書面を送付するかということは、新法成立後も引き続き試行錯誤していく形になるのか、それとも、定型のフォーマットが示されることになるのか。

当庁としては、申立書の写しを送付する際、当事者間の主張を明確にするために、申立人の主張に対する相手方の意見や子どもの状況についての情報等を照会する内容の書面を同封することを行っている。また、不測の事態に備えるために、DVやメンタルなど、調停の進行上、裁判所として注意しておかなければならない情報やプライバシー保護の観点から、住所の秘匿など非開示を希望している情報についても、事前に把握を行っており、それらの情報を整理する形で、円滑な調停の運営を図っているところである。

4 調停制度90周年記念行事について

模擬調停・庁舎見学会等の開催結果等について、総務課長から説明した。

5 次回のテーマ

「少年事件について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

平成25年5月24日(金)午後1時30分

7 閉会